

経理適正化対策本部会議 会議録

1 日 時 平成20年12月15日(月)午前8時45分から午前9時20分まで

2 場 所 愛知県議会議事堂1階ラウンジ

3 出席者 経理適正化対策本部

本部長	知	事	神田 真秋
副本部長	副 知	事	西村 眞
副本部長	副 知	事	稲垣 隆司
本部員	知 事 政 策 局 長		小川 悦雄
本部員	総 務 部 長		島田 孝一
本部員	総務部人事担当局長		河村 敏文
本部員	地 域 振 興 部 長		的井 宏樹
本部員	県 民 生 活 部 長		石川 延幸
本部員	防 災 局 長		小出 茂樹
本部員	環 境 部 長		藤井 敏夫
本部員	健 康 福 祉 部 長		小島 通
本部員	健康福祉部健康担当局長		五十里 明
本部員	産 業 労 働 部 長		富吉 賢一
本部員	産業労働部労政担当局長		志治 孝利
本部員	農 林 水 産 部 長		永田 清
本部員	農林水産部農林基盤担当局長		松下 栄夫
本部員	建 設 部 長		湯山 芳夫
本部員	建設部建築担当局長		勢力 常史
本部員	会 計 管 理 者		夏目 安孝
本部員	企 業 庁 長		宮島 寿男
本部員	病 院 事 業 庁 長		二村 雄次
本部員	議 会 事 務 局 長		小田 俊文
本部員	教 育 長		今井 秀明
本部員	監 査 委 員 事 務 局 長		磯谷七五三夫
本部員	人 事 委 員 会 事 務 局 長		大久保裕司
本部員	労 働 委 員 会 事 務 局 長		林 静生
事務局			
	総 務 部 次 長		原田 泰
	出 納 事 務 局 次 長		松原 新一
	総 務 課 長		中野 幹也
	人 事 課 長		小椋 雅
	人 事 課 主 幹		加藤 徹

4 発言内容

小椋人事課長

ただいまから、経理適正化対策本部会議を開催します。  
開会に当たりまして、本部長であります知事から、御挨拶をお願いします。

神田知事

おはようございます。  
早朝からお集まりいただきましたが、経理適正化対策本部第1回会議を開催することとなりました。  
既に皆さん十分認識していただいておりますが、今年の5月に農林水産部と建設部を対象とした会計検査院の検査があり、農林水産事務所と建設事務所におきまして、不適正な経理処理がなされていたとの指摘があったところでございます。

これは、財務規則や会計ルールを無視した経理処理が長い間行われてきたことが大変問題であると認識しております。

また、それ以上に問題なのは、長い間、チェック機能が働かずに不適正な処理を許してきたことでもあります。

職員の一人ひとりがコンプライアンス意識を持っていれば、今回の問題は防ぐことができたものであり、この機会にコンプライアンスの重要性をぜひとも認識していただきたいと思います。

さて、経理適正化推進チーム、これは会計検査院の指摘を受け直ちに、10月20日に立ち上げ、全庁的な体制で調査をし、平成19年度分の調査結果がまとまり、今日報告があります。

今後は、その報告を受け止めた上で、さまざまな再発防止策を講じて、正すべきところはできるところから早急に正していく必要があります。

二度と不適正な経理処理が行われないよう、経理適正化対策に関する取組を全庁的な体制のもとで推進していく必要がある。

このように考えておりますので、本日は、再発防止策を実施していくための対策本部を立ち上げるわけであります。

対策本部の主旨をよく理解し、部局長も不退職の決意で今後の再発防止の仕組みづくりや再発防止策の実施に取り組んでいただきたいと思います。

そして、一日も早く失われた県民の信頼を回復していきたい。

オール県庁で力を合わせて、なお一層の御理解、御協力をお願いします。

開会に当たり一言申し上げました。

小椋人事課長

ありがとうございました。

これ以降の会議の進行は、本部長にお願いいたします。

神田知事

では早速、議事次第にしたがって進めたいと思います。

議題(1)の経理適正化対策本部設置要綱について説明してください。

原田総務部次長

では、資料の1を御覧いただきたいと思います。「経理適正化対策本部設置要綱」です。

第1条でございますが、「目的」でありまして、「経理適正化に関する取組を全庁的な体制のもとで総合的に推進するため、経理適正化対策本部を置く。」ことといたします。

第2条は「所掌事務」でございますが、「本部は、必要に応じ経理適正化外部委員会の助言を受け、次に掲げる事項について決定し、これを推進するとともに、経理適正化推進チームを指揮する。」ことといたします。

1号では「経理適正化に係る方針に関すること。」

2号では「経理適正化対策の実施に関すること。」

3号では「その他、経理適正化に係る重要事項に関すること。」

でございます。

第3条でございますけれども、「組織」でございますが、「本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。」ということになっています。

第2号で「本部長は知事を持って充て、副本部長は副知事を持って充てる。」ことといたしております。

第3号でございますが、「本部員は別表に掲げる者をもって充てる。」ということになっています。

ページをめくっていただきますと別表が出てまいりまして、本部員は知事政策局長を始めとした各部局長等で、労働委員会事務局長までの23名の方でございます。

第4条でございますけれども、「本部長及び副本部長」というところでご

ざいます。「本部長は、本部を総括する。」第2号は「副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。」

第5条は「会議」でありまして、「本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。」ということでございます。

第6条でございます、「庶務」でございますけれども、「本部の庶務は、総務部総務課及び人事担当局人事課において処理する。」ということといたしております。

第7条は「雑則」でございます。「附則」「この要綱は平成20年12月15日」本日から施行することといたしております。

3枚目を御覧いただきたいと思っております。3枚目のページでございますが、対策本部、推進チーム、外部委員会等の関係図でございます。

説明は以上でございます。

神田知事

ただいまの説明につきまして、御意見や御質問はありませんか。

よろしいですか。それでは特に異議なしとして、議題(1)は事務局説明のとおりとします。

それでは、次に、議題(2)の不適正な経理処理に係る全庁調査の結果について事務局から説明してください。

原田総務部次長

資料2を御覧いただきたいと思っております。

平成19年度分の不適正な経理処理に係る全庁調査の結果につきまして、御説明をさせていただきます。

資料1ページの調査の概要でございます。

需用費、賃金、旅費について、本庁及びすべての地方機関を対象に、会計検査院に準じた調査を行ったところでございます。

まず、需用費についてでございます。

調査方法といたしましては、県の執行と取引業者の帳簿類とを突合いたしまして、確認をしたところであります。

取引業者の帳簿類で確認ができなかったものにつきましては、外部委員会からの助言をいただきまして、所属長が当時の担当者から聞き取り調査を実施し、結果に反映したところでございます。

調査対象といたしましては、光熱水費、医薬品等を除き執行したもののすべてであります。

また、本庁は取引の多い業者を、地方機関はすべての取引を対象といたしております。

次に、賃金、旅費についてでございますが、会計検査院に準じた調査を、国庫補助事業に係る賃金と旅費を対象に行ったところでございます。

2ページをお願いいたします。

2の調査結果の概要のうち(1)の調査の実施状況についてでございます。

アの需用費の表の最下段、計欄を御覧いただきたいと思っております。

調査対象が、延べ8万9,941業者で、79億3,300万余円に対し、業者の元帳等との突合と職員からの聞き取り調査を合わせまして、調査を実施したものは計欄でございます。延べ8万5,119業者で、76億9,800万余円となっており、実施率といたしましては延べ業者数で94.6%、金額で97.0%となっております。

賃金、旅費につきましては、イの表にありますように、賃金は3会計合わせまして計欄の2億500万余円、旅費は3会計合わせまして計欄の1億4,100万余円でございます。

( 2 ) は、会計検査院の实地検査で不適正な経理処理と認められる需用費と補助の対象外とした賃金と旅費の状況でございます。

表にありますとおり、需用費で 1 億 6,354 万 3 千円、賃金で 1,306 万 9 千円、旅費で 5,506 万 8 千円、合計では 2 億 3,168 万円となっております。

3 ページの ( 3 ) の需用費における不適正な経理処理の状況につきましては、表にございますとおり、本庁では病院事業庁が独自に購入した物品につきまして、翌年度納入が 1 万 1 千円ありました。

なお、本庁で出納事務局を通じました物品購入につきましては、不適正なものはございませんでした。

次に、地方機関では尾張建設事務所始め 4 機関で預け金が 824 万 1 千円、以下一括払、差替え、翌年度納入、前年度納入につきましては、表に記載したとおりでございます。

( 4 ) は、不適正な経理処理で購入した主な物品でございまして、パソコン 15 台、プリンタ 5 台を始め、表に記載したとおりでございます。

( 5 ) でございますが、調査結果で私的な流用や使途不明金は認められなかったことを記載しております。

( 6 ) は、需用費の調査に係る国庫補助金につきまして、今後関係省庁及び会計検査院と協議をいたしまして、対応することといたしております。

次に、会計検査院の検査結果と今回の調査結果の比較でございます。

( 1 ) で調査対象期間は、会計検査院検査は 5 年間でございまして、今回の調査は、19 年度の 1 年間のみであります。

( 2 ) で調査対象機関数でございすけれども、会計検査院検査が本庁 2 部局 16 地方機関に対し、今回の調査は本庁 19 部局 291 地方機関となっており、調査範囲が大幅に拡大をしております。

次に、4 ページの ( 3 ) の調査対象事業につきましては、需用費、賃金、旅費の状況を表に記載したとおりでございます。

( 4 ) の不適正な経理処理の需用費及び補助対象外の賃金、旅費の会計検査院検査と今回調査の比較でございます。

表の右側、計欄にございますとおり、会計検査院の検査が 3 億 1,046 万 7 千円に対し、今回調査は 2 億 3,168 万円となっております。

調査の比較につきましては、対象機関数、対象事業について、今回の調査が大幅に拡大をしておりますので、単純な比較はできないものというふうに考えております。

次に 7 ページの 1 は総括表でございます。

一般会計、特別会計の本庁・地方機関別、また、公営企業会計も同様に本庁・地方機関別に集計をしたものでございます。

次に、8 ページの 1 - 1 は部局別、本庁、地方機関別の内訳でございまして、不適正な経理処理のありました部局といたしましては、8 ページの上段の知事政策局から 9 ページの病院事業庁までの 11 部局となっております。

金額といたしましては、右側の合計欄のとおりであります。

次に、10 ページの 1 - 2 は、地方機関別の内訳となっております。

その状況が 10 ページから 17 ページにわたり記載をしておりますが、説明は省略させていただきます。

それから別冊ですが、不適正な経理処理により取得した物品の状況につきましては、態様別一覧で各機関ごとに整理をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

神田知事

ただいまの説明につきまして、御意見や御質問はありませんか。

特にないようですので、次の議題にまいります。  
議題( 3 )の経理適正化のための再発防止策について説明してください。

原田総務部次長 資料3を御覧いただきたいと思います。  
経理適正化のための再発防止策(案)について、御説明を申し上げます。  
まず、資料上段にありますのは、不適正な経理処理が判明して以降、すでに実施をしている再発防止策でございます。11月1日から物品調達事務の見直しで4項目、監査委員事務局の取組みとして1項目であります。  
次に、当面の再発防止策といたしまして、職員の意識改革に向けて所属長研修を1月20日に本庁の全課室長、全地方機関の長、全県立学校の事務長を対象に行いたいと考えております。  
2ページ目上段の電子調達の拡大等でございます。  
平成21年4月から電子調達システムを活用したオープンカウンタ、公開見積競争の利用拡大といたしまして、本庁及び地方機関における文房具等の調達について、現行の10万円超から3万円以上に拡大をしたいと思っております。  
また、契約制度の見直しといたしまして、一者見積で随意契約ができる限度額を現行の10万円以下から3万円未満に引き下げてまいりたいと考えております。  
次に、今後検討していくものとしたしましては、物品調達体制の見直しで、地方機関における物品調達体制の拠点化方式や賃金、旅費の国庫補助事業と単県事業の執行区分を明確化するための手法につきまして、外部委員会の助言を受けながら対応を検討したいと考えております。  
説明は以上であります。

神田知事 ただいまの説明につきまして、御意見や御質問はありませんか。  
その他、現在検討中の再発防止策があれば発言してください。

永田農林水産部長 農林省所管の国庫補助事業につきましては、事務費の不用額を工事費に流用することは制度的に可能であり、現に流用を行っている事業もあったわけですが、一部の事業に関しまして行われていなかったということがありました。  
そこで、今回の問題を契機といたしまして、毎年12月末において、事務費などの執行見込みを確定させ、不用額を工事費に流用するシステムづくりを行うことといたしました。

夏目会計管理者 今回の会計検査院の検査におきまして、本県での不適正経理が発生した原因といたしまして、地方機関の物品調達体制が、出納事務局などを通さず、内部牽制が十分に機能していなかったことに問題があったと指摘されております。  
財務規則等できちんと手続を定めており、きちんとそれが守られておれば、このような問題にはならなかったと思います。  
今回の調査でも、本庁では不適正な例がありませんでしたので、物品調達体制が、本庁のように、発注者、契約担当者、納品検査担当者が分離をしていれば、牽制が働き不適正なことができにくいと思われれます。  
そこで、地方機関の物品調達を拠点に集約することにつきまして、人員配置、拠点の場所、地元業者対策など検討しなければならないわけですが、物品購入に係る不適正経理の防止には大きな効果があると思われれます。  
現在、経理適正化推進チームで検討をしていますが、外部委員会からの

意見も聞きながら、議論を早める必要もあると考えております。

湯山建設部長

次長の行った建設事務所の聞き取り調査、また、建設事務所所長会から、いろいろな改善要望がありました。

まず、事務用品を本庁と同じような仕組みを作って一括購入して欲しいという要望があった。

建設事務所では、執行と出納が同じ課内で小さな組織であったことが、チェック機能が働きにくい、不適正な経理を招いた一因であります。

物品調達体制の拠点化方式を検討する旨の方針をよろしくお願いします。

次に、事務費予算の当初配分額の増額要望がありました。

年度当初に必要な事務費が不足する傾向にあることや、年間の執行計画を立てていく上でも、当初配当の増額の検討をぜひともお願いしたい。

建設部としましては、年度当初の配当をいただければ、年度途中で事務所への配分を増額することができます。

また、年度途中の過不足について、流用制度を活用するなどして、適正な執行に努めてまいりたい。

また、賃金と旅費の執行についてであります。

国庫補助の対象として認められる事務費、これは「補助事業施行のために直接必要な経費」と定義されています。

しかし、今回の会計検査院の基準どおりの執行となると、今までの公共、単独の予算計上では執行が非常に難しくなります。

国庫補助制度の事務費の構成のあり方など、国に対し基準見直しなどを要望していくことも考えておりますが、まずは、当面の予算措置について、よろしくお願いしたい。

島田総務部長

予算の執行の面から発言をさせていただきます。

需用費の不適正な経理処理でまず1点目としましては、「差替え」、「一括払」で、3万円以上の備品が購入されていますが、これは、必要な備品購入費の予算が十分計上されていなかったと考えられます。

予算が不足し、補正が待てないときには、節の流用制度があり、この制度は平成15年度から100万円未満の流用を、各部局の主管課長の専決で対応できるよう手続の簡素化を行っています。

この制度の周知を図り、適正な手続をとった上で予算を執行するよう徹底してまいりたい。

2点目としましては、「翌年度納入」が不適正な額の約5割を占めていることです。

これは、地方機関で年度末近くになって日程的に無理をした予算執行が行われていることが原因と考えられますので、年度当初からの予算の計画的な執行が必要だということで、年間の執行計画が立てられるよう当初予算の配当率、配分率を高めていくことも検討する必要があると考えております。

河村人事担当局長

今回の不適正経理問題は、物品調達方法の見直しにより、システム的には適正化が図られると考えますが、慣例を黙認してきた職場風土や前例踏襲といった職員の意識を改革していく必要があります。

これまで以上に管理・監督者を含め、全庁的に、本庁、地方機関、部局間の異動を積極的に行いたいと考えております。

特に重大な問題のあった所属については、本庁との交流を促進するとともに、山間部におきましては、重点的に地域間、部局間において異動を行います。

それから、物品購入に係る詐取事件が相次いで発生しており、今回の不適正経理問題も物品購入に係わるものであることを踏まえまして、物品購入を始め経理関係事務に従事する職員の異動については、これまでは4年を限度でありましたが、それを3年を限度として配置換えを行うものとし、配置換え後でございますけれども、原則として2年間は経理関係事務に従事させないこととします。

こうしたことによりまして、例えば総合庁舎内で建設事務所の経理担当者が農林水産事務所へ異動し、引き続き経理関係事務を行うようなことはなくなります。

こうしたことで、適正な事務の確保を図りたいと考えております。

神田知事

その他ありませんか。

ないようですので、議題(3)の経理適正化のための再発防止策のうち、当面の再発防止策につきましては、本日のこの本部で決定ということで速やかな実施をお願いいたします。

また、今後検討していく再発防止策につきましては、外部委員会の意見を聴きながら、対応を検討することといたします。

ペーパー以外の話もあったので、ぜひとも積極的に具体化できるように外部委員会と密接に連携し、専門的な意見をいただきながら速やかに対応してください。

各部局長においては、今後、二度とこのような事態が起こらないよう真摯にとらえ、あるいは綱紀肅正、組織の改編等あらゆる方法によって、不適正な経理処理が行われないよう、引き続き、いろいろな再発防止策を検討していただくようお願いいたします。

冒頭で申し上げたとおり、県民の信頼回復に向け、汗をかいていきたいと思っております。

小椋人事課長

それでは、以上で本日の会議を閉会します。  
お疲れ様でした。